

# 市政に対する一般質問通告書

受付第 2 号

令和 5 年 5 月 22 日 午 前 9 時 53 分  
後

令和 5 年 5 月 22 日

幸 手 市 議 会 議 長 枝 久 保 喜 八 郎 様

幸 手 市 議 会 議 員 坂 本 達 夫

下記のとおり通告します。

質 問 事 項	要 旨 (質問はできるだけ詳細にお願いします。)
1 中川崎、下川崎の道路事情について	(1) 市長は、狭く危険な道路事情を確認しているのか伺う。 (2) 狭く危険な道路に対し、どんな解決策があるのか市長に伺う。 (3) 大型車の通行規制はできるのか。規制の可能性を市長に伺う。
2 市役所入口交差点、右折禁止解除の進捗状況と市の方針について	(1) 市と警察の協議内容（交通解析結果、右折禁止解除の可能性、交差点改良、実証実験等）を副市長に伺う。 (2) 右折禁止解除に向けた市の方針・結論を市長に伺う。
3 幸手駅西口の道路整備、駐輪場整備とにぎわいづくりについて	(1) 西口停車場線が、直線となり、整備される時期を伺う。 (2) 久喜新道から都市計画道路を経由して駅西口に向かう道路の整備時期を伺う。 (3) さいたま幸手線（御成街道）から都市計画道路を経由して駅西口に向かう道路の整備時期を伺う。 (4) 駐輪場の一部に屋根を設ける事業の実施時期を伺う。
4 幸手駅に設置したピアノについて	(1) 再度のピアノ設置時期は、いつになるのか市長に伺う。 (2) ピアノ演奏の制約を少なくすべきと考えるが、市長の見解を伺う。 (3) ピアノ設置の所管は教育委員会とすべきと考えるが、市長の見解を伺う。
5 木村純夫市長の任期満了について	(1) 木村市長の市政運営の評価を市長に伺う。 (2) 次期市長選挙への決意を市長に伺う。